

令和7年第7回矢掛町議会第4回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和7年12月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午後 1時41分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	稲 田 欽 也
企 画 課 長	平 井 勝 志	財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	佐 藤 澄 江	税 務 課 長	守 屋 裕 文
健康推進課長	小 川 公 一	こどもみらい課長	楠 木 貴 子
福祉介護課長	片 岡 崇	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	丹 下 裕 之
教 育 課 長	西 山 弘 之	会 計 管 理 者	松 嶋 良 治
建 設 課 参 事	黒 瀬 純 一	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
介護老人保健施設事務長	小 出 優 子	総務防災課長代理	立 川 人 士
財 政 課 主 幹	小 出 健 司		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 9番, 11番, 5番, 8番, 3番, 2番, 1番, 7番



午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 9番, 11番, 5番, 8番, 3番, 2番, 1番, 7番

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は8名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、9番花川大志君、お願いします。9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 議席9番花川でございます。今回一般質問では、二つの事案について質問を起こします。執行部の明確な答弁を期待いたしますので、お付き合いの程、よろしくお願い申し上げます。

まず1件目、旧矢掛商業高校跡地活用事業やかげビジネスカレッジ日本語学校の運営、契約に関する内容の検証及び今後期待される本町における活性化の概要について、質問をいたします。

本件は、遡ること約3年前、令和4年1月に応募事業者による議会に対しての当該施設の運用説明会、いわゆるプレゼンテーションが行われ、併せて質疑応答の場が設けられた経緯もこれあり、議会も多少なりともその選定に関わってまいりました。

まず、同事業の応募に関する概要説明があり、その中で応募事業者の資格、また事業実施に対して付された行政としての条件その他があり、この内容に沿って応募された事業者と直接運用等に関する質疑応答、協議をすることができましたので、議会としても大変有意義な会合であったわけであります。

総じて、当該応募事業者の社会的信頼度や運営方針並びに事業計画の概要は、議会として評価できるものでありました。

旧矢掛商業高校跡地活用事業を巡っては、過去に契約事業者とのさまざまな紛議・係争等々これがあり、当時の執行部・議会ともに、事業者の選定作業は慎重に取り計らってきたわけであります。

そういったフィルターを通して、事業者として学校法人貝畑学園さんが選定され、議会もこれを承認し、コロナ禍という社会情勢、さらに認可に関する事由等により、当初の開校予定は延期されましたが、本年10月1日待ちに待った開校にこぎ着けたわけであります。

今次、この本会議で私がただしたいことは、行政が応募要項として課した条件、つまり旧矢掛商業高等学校跡地活用を前提とした条件である校舎や体育館の活用、当該事業の継続性の担保、まちの産業振興や福祉の向上、教育振興、町民を対象とした雇用促進、その他あらゆる意味での住民サービスの向上など地域の活性化に資する事業を展開する事がうたわれており、これらは我がまちにとって大変有意義な条件であったわけであります。

貝畑学園さんが設置される日本語学校の運営に関する諸々の事業計画は、正にこの条件に沿ったものであり、議会としても全会一致で同社の活用事業者決定に賛意を示したわけであります。

ところが開校に当たり、本年10月7日に議会も現地視察をしましたが、事業計画にうたわれていたハード面の整備等々の状況は前段申しあげましたプレゼンテーションで示された内容とは異なったものでありました。

例えば、基本コンセプトである授業料が日本一安い日本語専門教育学校を展開するとの事でしたが、それには前提条件である体育館を縫製実習室に改築するという運営企画の実現が必須であったわけであり、

体育館を縫製実習室に改築し、生徒たちがそこでアルバイトをしながら日本語を学ぶことによって、その収入を授業料や寮費に充て、異国の地においても物心両面で充実した教育環境を作り、この状況を指して授業料が日本一安い日本語専門教育学校にするという、まことに合理的な運営方針であったわけであり、この運営方針に議会は合理性を感じ、一つの賛意を示したわけですが、このプランは今後どうなっていくのでしょうか。

さらに、ここで留学生たちが縫製するはずであった矢掛パジャマ、これは町民も少なからず期待していたわけですが、これを商品化し、ブランド化するという矢掛型産官学共同モデルプランは、今後どうなっていくのでしょうか。

一旦はこのままの状態経過観察するのか、あるいは年次ごとに留学生が増えていくことと並行して、順次、当初の計画に沿った施設整備がなされていくのか。いずれにしても、この現状のままでは議会が承認した事実と異なるので、執行部として今後の運営に関する何らかの情報をお持ちであるのなら、この場で町民の皆さんに開示していただきたく、担当課の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** 9番花川議員の御質問、やかげビジネスカレッジ日本語学校について、財政課からお答えいたします。

同校につきましては、旧矢掛商業高校の跡地に本年10月1日に開校いたしました。基本理念を“日本の企業や社会で活躍し、多文化共生社会の実現に貢献できる人材を日本語教育を通して育成することを目指す”とし、在留資格である外食業や飲食料品製造業分野の特定技能で就職を目指す留学生のための日本語学校であります。

お尋ねの内容は、令和4年1月に事業者選定を行う際に受けた事業計画の内容と今回の開校時の内容が異なっている部分についての説明と今後の将来の見通しについてだと認識いたします。

その中で例として、体育館の活用を挙げられました。事業計画では、体育館をパジャマの縫製実習室として改築し、そこで学生がアルバイトをし、その収入を学費に充てることにより、日本一授業料が安い日本語学校が実現できるとしていました。さらに、そのパジャマを矢掛パジャマとしてブランド化することにより、地域振興にも寄与していくという内容でした。

まず、パジャマ縫製実習室を学校内に置くためには、紡織製品製造・繊維業の特定技能を取得するコースを設置する必要があります。この紡織製品製造・繊維業の特定技能は、令和6年3月の閣議決定により追加されたものです。この制度改正は、貝畑学園が事業所認定を受けた令和4年3月以降のことなので、当初予定していた施設の活用形態から変更を余儀なくされました。また、新たな法律の施行等により、定員数が当初想定していたものを下回ったのも、事業を開始する上で多少影響があったものと思われ、

今後、この特定技能を取得した留学生を受け入れる企業の態勢が整うのに数年掛かると言われ、さらに、学校側としてはこのコースを希望する学生数の把握が重要になってきます。これらの条件が満たされればコースの設置、縫製実習室の改築運営が可能になってきます。そして、パジャマが製造・商品化されればブランド化も現実のものになると考えます。

また、縫製実習室でのアルバイト収入を学費・生活費に充てるという見立てについては、町内外の事業所でのアルバイトも始めており、学生の収入確保とともに、また別の側面から見ますと事業所の労働力需要に応えることで地域産業の活性化にも貢献しているといえます。

いずれにしても、当初の計画段階から社会情勢、経済情勢も大きく変わっております。そのため、体育館の活用のほかにも予定どおりにはっていない部分も実際にはありますが、開校までこぎ着けられたことは事実として十分に敬意を払いつつ、今後につきましては、ここをスタート地点とし、これから先の事業計画を再提出していただくよう依頼をしております。そして、町としてはその進捗状況を確認し、適切な学校運営ができるよう指導及び支援を行っていきたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 花川君。

**○9番（花川大志君）** 社会情勢、経済情勢等の変動など、やむを得ない事由により、当初の計画に変更をきたしている実情があったとのことであります。

その中で、体育館を縫製実習室にするという事業計画を進める前提としては、紡織製品製造・繊維業の特定技能を取得するコースの設置が必要となったが、これは貝畑学園さんを事業認定した後の事であり、これがやむを得ない理由であったとおおむねこのような経緯であろうと解することができました。

この教育専門学校の主たる事業は、日本語能力の取得と特定技能外食分野の高度なコミュニケーション能力の取得、同じく特定技能飲食料品製造分野での有利な就職を目指す外国人の養成ですから、矢掛町が貝畑学園さんを事業認定した後に、答弁にあった工業製品製造業の分野に紡織製品製造が新たに業務区分として追加されたわけですから、確かに仕方がなかったのかもしれませんが。

しかし、それと体育館の縫製実習室改築への取組は、切り離して進めることはできなかったのでしょうか。

もちろん、これは貝畑学園さんの運営上の取組ですから執行部としては確認もできず、仕方がなかったのであろうと推察いたします。

ただ、再度申し上げますが、令和4年1月27日の会議に資料として提出された貝畑学園さんの事業計画書、これには全編にわたり、体育館の縫製実習室改築と留学生の実技実習がうたわれており、議会としてこれを評価し、了としたわけですから、その立場において事実を確認しなければと思います。

令和6年3月、政府の閣議決定で縫製というカテゴリーが新たな業務区分として、外国人への在留資格が追加されたわけですが、今後はその事に対してやかげビジネスカレッジ日本語学校としては、特定技能縫製のコースの新設などなど、貝畑学園さんから何らかの説明を受けているのであれば、これこそが体育館の縫製実習室改築への端緒となると推察いたしますので、話せる範囲で結構ですから、そのことがあるのであれば再質問として、答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** 花川議員の再質問にお答えします。

紡織製品製造・繊維業の特定技能という在留資格がルール化されたことは、学校法人貝畑学園がアパレル関連事業を主軸とするカイトックグループの一員であることからすれば、歓迎すべきことであつたかと思えます。また、在留資格取得のコース設置が、縫製実習室設置の前提であることにより、法制化の中での取組になり、内外からの理解が得やすくなります。それにより、ブランド化への道も開けると推察されます。

ただし、先ほども申しましたように、特定技能を取得した学生を受け入れる側の企業の態勢整備の問題やコース希望の学生数の動向など、現時点では不透明で将来予測が難しい点も多くあります。

学校としては、まずは現体制での安定運営に注力しつつ、今後の新たな展開も見据えていきたいとのことでございます。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 事業主体として学校側からは、今後の新たな展開を見据えていきたいとのことでありました。

議会が説明を受けた事業計画は、やむを得ず社会情勢や認可事項の影響を受けて未実施であるが、計画内容は将来にわたり担保されるのか否か。私が確認したいのはこの点だけなのであります。

紡織製品製造・繊維業の特定技能の在留資格のルール化は、財政課長のお考えどおり、経営母体がアパレル事業者である貝畑学園さんにとっては歓迎すべきことでありましょう。私もそれは理解でき、賛同いたします。

しかし、矢掛町にしてみれば、懸案だった旧矢掛商業高校の跡地、つまり町有財産の利活用事業なのですから、事業計画にうたわれた内容の実現の行方がはっきりしない現状については、議会としては判然といたしません。多少複雑な思いが交錯いたします。

重ねて申し上げますが、私は貝畑学園さんの事業要望を歓迎し、そして事業者決定に賛同した者として複数の町民の方々から異口同音の問い掛けを受けており、明確な回答を求めて説明責任を果たすために、今次質問を起こしているわけであります。

本件は、我がまちにとって大変有意義な旧学校教育施設を活用しての教育部門における企業進出であるだけに、前段の点について今後のまちとしての働き掛けの方針を含めこの際、町長の御見解を伺いたいので、御答弁をお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 花川議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど担当課長が答弁いたしましたとおり、日本語学校開校までの間、コロナ禍による影響や国の方針、基準が変わったことから約1年半開校が遅れ、また学校の事業計画も変更を余儀なくされました。貝畑学園さん——母体としてはカイトック株式会社であります。さまざまな困難を乗り越えて、今年10月に開校にこぎ着けられました。

この旧矢掛商業高校跡地活用事業については、過去に契約事業者に関する事案を巡って当議会においても議論があったとお聞きしております。

このたび、事業者になりました貝畑学園さんには、これまで培った日本語学校の運営実績を生かして地域社会と共生した質の高い日本語教育機関となられますよう期待をしているところであります。

国内外の状況が目まぐるしく変化する中ではありますが、御指摘いただきました事業計画が当初のものとは異なるならば、学園として、また企業として新たなプランを提示し、町に対する何らかの貢献策をお示しいただき、実施していただくよう要望してまいりたいと思っております。

一方で、日本語学校の学生たちは、週28時間まで、夏休み等の長期休暇期間中は週40時間までの就労が認められております。町内の企業からの引き合いも多く、工場などで働き、昨今の著しい人手不足を補う役割を果たしてくれております。

今はまだ、開校して間もないわけではありますが、今後は、日本に興味を抱いて来日された外国人学生たちの学びの場として、しっかりとこの矢掛の地に根差して、地域活動を始め、町民の皆様や本町の児童生徒と有意義な良き交流が図られるよう町としてもバックアップしてまいりたいと考えております。

また、日常においては、外国人学生が孤立感を持たず、私たちと良好な関係が築けるようになるには、まず、お互いに挨拶の声掛けからですね、始めるということが大事ではないかと思えます。私自身も海外の留学経験ですとか海外業務経験を生かしながら取り組んでまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 教育機関として、また地場の有力企業の両側面から新たなプランの提示を求め、まちに対する貢献策の実施を図る予定であるとの事。まずは、この成り行きを見守りたいと思えます。

留学生とまちとの関わりについては、労働力の需要と供給の観点から企業と留学生の相互依存の環境は、まちにとって大変有意義な状況であることがわかりました。

旧矢掛商業高校跡地活用事業については、全体を俯瞰すれば、まちにとって優位な状況にある旨、議会としても今後説明ができます。

町長の御指摘のとおり、町民との交流を通じて我がまちを開かれた国際交流のまちとして、更に有意義に進展させていただくようお願いを申し上げ、本質問を終わります。

続いて、2点目の質問に入ります。現在、矢掛町はさまざまな行政施策事業を優位に推進し、県内の12町村、さらに全県27市町村のくくりにおいて、あらゆる観点からその自治体活力に対して一定の評価をいただいているところであります。

より良いまちづくりを企画推進する上での要素はいろいろとあると思えますが、中でも取り分け我がまちの民生を始め町政を担うに当たっては、洗練された執行組織の存在が不可欠であるということは、言をまたないわけでありませう。

つまり、外から見る矢掛町の行政施策への評価の根源の一つは、山岡町政が新しい視点でまちづくりに組織的に取り組んで来られた結果なのであろうと推察するわけでありませう。

その中心にあって行政の舵取り役として存在するのが、町長という役職、あるいは役割であると思えます。行政運営は不断の取組として国・県の法定受託事務のみならず、我がまちの現状に即した独自性のある施策・事業・取組を町民は望んでいるわけでありませう。

そういった町民からの負託を受け、重責を担う立場であるのが町長職であります。年が明け来春には改選が行われます。年明けの3月定例会には骨格予算とは言え来年度の事業計画が提出されるわけでありませうから、この12月定例会で町長の意向をぜひとも伺っておきたいと思えます。

就任されてからの回顧とともに、次年度からの4年間に向け現行の山岡町政をどう推進し、どう展開されていかれるのか。心境なり、目標なり、お気持ちのままにその一端を開示できる範囲で結構です。御答弁をお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 花川議員の質問にお答えさせていただきます。

令和4年——2018年5月に町長に就任させていただき、お陰をもちまして、いま3年半が経過したところでありませうが、町民の皆様方におかれましては、平素より町政に対して多大な御協力と御理解を

いただいておりますことに感謝の気持ちをもって厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、先ほどは町政を評価していただきましてありがとうございます。町が行っております施策、また運営面につきましては、毎月発行させていただいております広報やかげなどでお知らせさせていただいておりますが、現在の最重要事項は、来年度から向こう10年間の矢掛町が目指す将来像を示す第7次矢掛町振興計画の策定であり、現在、審議会に諮問しているところであります。

来年度からのこの第7次矢掛町振興計画に沿ってまちづくりを行い、これまで取り組んでまいりました町政の各分野における施策のより一層の充実を図り、満足度の高いまちをつくるために来期も継続して力を尽くしてまいりたいと思っております。

町長就任以降、私は議員の皆様との融和を心掛けてまいりました。議会と町執行部とが緊張感を保ちながら、協調して町政を前に進めていくことが、町にとって不可欠であると信じるものであります。議員の皆様に対しましても感謝を申し上げたいと思います。

私は、これまで町民の皆様へのニーズにお応えし、時代の流れに柔軟に対応していく、町全体の活性化を図ることをモットーとした町運営、施策の展開を行ってきたつもりではありますが、しかし、何かと行き届かなかった点もあったと思います。反省すべきは謙虚に反省し、町民の皆様へ寄り添う気持ちを大切にしながら、今後を生かしてまいりたいと思っております。

来期も務めさせていただけるならば皆様とともに成長し、進化を続けるまち、そして住み続けたいまちを目指して、町政を担ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 花川君。

**○9番（花川大志君）** まずは、最重要課題として第7次矢掛町振興計画の策定を掲げられ、これに沿い、満足度の高いまちをつくるために継続して尽力されるとのことでありました。

我がまちの最上位計画である振興計画は5年ごとの見直しとともに、10年間という長期的な展望に基づいて策定されるわけであります。

このスパンこそが、まちづくりにかける町長の強い意志の表れであろうと拝察いたします。つまり、次期改選への静かなる出馬宣言と受け止めます。

また、町民ニーズに応え、時代に即した柔軟な滞納対応をもって、町全体の活性化を図ってきた。その上で、謙虚に反省すべきは反省し、町民に寄り添う気持ちでこの3年半を今後を生かすとのメッセージは、正に独自性のある施策、事業、取組に臨む視点であろうと私は受けることができました。

町長は、議会議員との関係性を緊張と協調の中で町政を前に進めていくと表現されました。大いに共感いたしますとともに、我々議会もしっかりとその意味を胸に留めておかねばと思います。

本町では、町長と町議会議員の選挙は同日同期間に執行されますから我々議員も改選があります。共に町政を前に進める立場に臨めるよう、思いを申し述べ、質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、11番川上淳司君、お願いします。川上君。

**○11番（川上淳司君）** 失礼いたします。議席11番の川上でございます。通告により、質問させていただきます。

まず質問としましては、10月3日から入札の受付が始まりました放課後児童クラブの運営委託について伺いたいと思います。もう入札が終わりまして、事業者も決まっているようですが、以前議会への説明に対しては、9月の全員協議会での説明のみで、その際、問題はないのかお尋ねしたところ、問題

ないとの回答でその後に入札となりました。

放課後児童クラブの支援員さんからは、寝耳に水と相談を受けることとなりました。本当に現在進んでいる事業者に任せていいものなのか。また、この場で今までの経緯を御説明いただければと思います。そして、今後の展望についても聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 11番川上議員の放課後児童クラブの運営委託について、こどもみらい課からお答えいたします。

放課後児童クラブの運営につきましては、これまで地域の運営委員会方式により、多くの支援員や保護者、学校、地域の皆様の御協力により、運営していただいております。本当にありがとうございます。長年にわたり、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所づくりに御尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

近年は、児童数の増加や支援員の確保が難しくなる中で運営や事務負担が増大し、業務の煩雑化が課題となっております。

運営委員会方式では、本来、児童支援に専念していただく立場の支援員の皆様に運営費の出納や管理を担っていただいております。このため、制度上より負担の少ない仕組みの導入が必要であるとの声がありました。

また、過去にも運営委員会を一本化するべきという課題がございました。当時は、地域ごとに抱える課題や状況が異なるため、統合にはなりませんでした。

その後、町として、事務の軽減を図り、効率的な人員配置やより一貫性を持った均等なサービスを提供するため、町内5つのクラブを一緒に運営する体制が必要だという意見がございました。そこで、20年以上続けてまいりましたこの運営委員会方式を来年度から民間事業者委託方式へ移行する方針といたしております。

今回、町では公募型プロポーザルを実施し、民間事業者4団体から応募がありました。選定会議で審査基準の評価項目の採点により、評価点の最も高い事業者を受託候補者として選定しております。

なお、来年4月からは保護者の意見を伺うアンケートも定期的に行いたいと考えており、保護者負担につきましても、町内統一となる予定です。

これまで、児童と直接関わり、信頼関係を築きながら熱意を持ってクラブを支えていただいた支援員の皆様には、改めて深い敬意と感謝を申し上げます。皆様には今後も引き続き、子どもたちと安心して過ごせる環境を提供する役割を担っていただきたいと考えております。

令和8年度からは新しい体制により、民間事業者の知見と専門性を取り入れる中、今までの各クラブの特色も大切にしながら、子どもたちのため、より良い放課後児童クラブを築いていくことを目指しております。議員の皆様をはじめ、町民の皆様におかれましても御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** 民間に委託するっていうのは、何でもかんでもっていう状態になっては駄目だと思っておりますし、再質問させていただきますと、まず一つとして、保護者の皆さんの負担額が現在よりも高くないことが希望であります。それと2つ目としましては、支援員さん、今まで一生懸命やって来られたんですから、モチベーションが下がることなく、以降の雇用も確保していただき

たいと思っておりますし、3つ目としては、町の負担額。民間に行くとは当然安くなるのが当たり前というのが、今の現状になっておると思いますが、それが上がるというのはどうしても納得いきませんので、その事。

以上のことを確認させていただきたいと思えます。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 11番川上議員の再質問について、こどもみらい課からお答えいたします。

1つ目の保護者の負担金についてですが、この12月議会で放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例を上程し、その中に明記しております。

常時利用の児童1人につき月額5,000円、一時利用の児童1人につき1日800円、半日利用の場合は400円とし、町内統一にする予定でございます。

次に2つ目の支援員の皆様の雇用についてでございますが、今回の公募型プロポーザル仕様書にも令和7年度まで町内のクラブで勤務していた指導員の継続雇用に努めることとしておりまして、この条件で進めていく予定でございます。

3つ目の町の財政負担についてでございますが、昨今の物価高騰や人件費の増額によることはありますが、基本的には変わりません。町としても、適正な費用での委託ができるよう引き続き、努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** よく分かりましたが、少し金額がどうなのかなというのはちょっと疑問でございますので、また予算委員会のほうでお話させていただこうと思えます。

以上のことを踏まえまして、町長に質問させていただきます。指定管理で三年間事業を継続していただくわけですが、先ほど質問しました3点。保護者の負担額を上げない。支援員さんの雇用を守る。町の支援は変わらない、基本的には金額的に増やさないというふうな部分と併せて、こどもみらい課の皆さんには大変だと思いますが、それぞれのクラブをお回りいただいて、もう少しコミュニケーションを取っていただくことをお願いしたいんですが、以上を質問とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 川上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず保護者の負担についてであります。条例で定める利用料は、この3年間上げない予定であります。また、支援員の皆様の雇用については、今回の公募型プロポーザルで継続雇用に努めることを条件としておりますので、支援員の皆様には引き続き、子どもたちのために御尽力いただきたいと思います。

このたびの運営委員会方式から、民間事業者委託方式への転換につきましては、皆様方に大変な御心配をお掛けしております。こうして新たに方式が変更になる状況においては、特に支援員の皆様は、不安が大きいと思えます。

これまで支援員の皆様の熱意を持って運営されてきた、そしてまた、子どもたちに愛情を注いでこられたこれまでの働き、御努力に敬意を持って、町としてもしっかりとサポートしながら、ソフトランディングで進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きの御理解と御協力をどうぞよろしくお願い

いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** 町長の御回答、ありがとうございます。今回のように行政が、何でもかんでも民間委託というのはいかがなものかなと思います。移行する時期、タイミングは、もう少し考えて行っていただきたいと思っております。

今まで運営委員会方式で行っているものを無理矢理民間事業者へ委託することが本当に正しいことなのかは多少疑問は残りますが、民の力を活用することはこれから必要にはなってきます。ですから、町長がおっしゃるとおり、ソフトランディングでやっていただくようお願いして、次の質問へ移ります。

次の質問ですが、10月より井原線の料金改定で矢掛駅から清音駅までの料金が、500円だったのが600円となっております。おおむね20パーセント程の料金改正になっていると思いますが、それで井原線を利用して通学されている学生の保護者の方からひとつ言われたのは、矢掛町としても井原線利用料、存続をする意味でもあるんですが、保護者のことも考えていただけないかというふうなことで相談を受けました。

町としても少し補助的な部分を考えられたらいかがかなと思うんで、その部分をお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（平井勝志君）** 川上議員の御質問、井原線通学利用者の負担軽減について、企画課からお答えいたします。

井原線につきましては、令和7年10月より、普通運賃で約20.2パーセントの値上げが実施されました。矢掛駅から清音駅までの普通運賃で500円から600円となり、御指摘のとおり約20パーセントの上昇となっております。

井原線は、平成11年の開業以来、岡山県南西圏域と広島県備後圏域を結ぶ路線として、地域の交通条件の改善や沿線地域の産業経済・観光振興に寄与してまいりました。この間、井原線を取り巻く社会環境は大きく変化し、少子高齢化や定住人口の減少により、輸送人員も減少傾向が続く中、コロナ禍による更なる鉄道の利用機会の減少により、利用者数の回復も見込めない状況となっております。

しかしながら、こうした厳しい状況下でも、公共交通としての安全性や安定輸送を実現することが求められており、質の高いサービスの提供や時勢に対応した取組、また、適正な労働力を確保しながら事業を継続していく必要がございます。

これまでも、井原鉄道では、あらゆる経営合理化やコスト削減に努めておりましたが、平成11年の開業以来、25年間維持してきた現状の運賃水準ではサービスの持続的提供が困難であるという事から、運賃の改定を実施させていただくこととなったというものでございます。

御質問にありました通学利用者の負担、通学定期でございますが、矢掛町も含む沿線の他の自治体や関係団体と協議する中、改定水準を2分の1の10パーセントに抑制することとし、保護者の負担軽減を図るよう配慮していただいております。

補助を考えるべきとの御提案がございましたが、学生の通学方法には井原線だけでなく、バスやオートバイ、山陽本線などさまざまな通学の形態がございまして、今回の井原線の運賃改定を受けての補助対応というのは困難であると考えます。

物価の高騰が続く昨今の経済状況の中、井原線の運賃改定により、関係の保護者の皆様方には通学に

掛かる御負担が増加することとなりますが、先ほど申し上げました井原鉄道の経営状況や運賃改定に至る経緯、通学定期への配慮の実施などから御理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** 理解はできる部分はいくらかありますが、学生に対する支援についてはおおむね理解はできるんですけど、確かに保護者負担が大きくなると保護者の方は大変困られております。少しでも保護者の方の負担が軽減されることをお願いします。

そして再々質問になりますけど、あらゆることに対して対応できるとは思っていませんが、町外へ出られている学生の皆さんに対して、中学生でも6キロ以上の範囲で5,000円、1年間の負担をしているように聞いておりますけど、そのような支援の仕方はいかがなものでしょうか。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（平井勝志君）** 川上議員の再質問にお答えいたします。

町外へ通学する方への支援について、御提案をありがとうございます。しかしながら、先ほど申し上げましたが、井原線の通学定期につきましては、井原鉄道株式会社の経営支援を行っている沿線自治体からの要望等もあり、改定水準を2分の1の10パーセントに抑える、こういった支援・配慮が運賃改定に盛り込まれてございます。これは、矢掛駅と清音駅間の半年間の通学定期で約4万6,000円の支援に相当します。通勤定期との比較でも、改定額として、半年分で約1万4,000円が減額されてございます。このため、現時点での更なる支援策については難しいと考えております。

なお、先般の報道等にもございましたが、国の物価高対策が閣議決定され、重点支援地方交付金の拡充や子育て世帯の支援策としての物価高対応子育て応援手当として、高校3年生までの子ども1人当たり2万円が交付される見込みとなっております。こうした国などの支援策の動向や御質問にありましたような運賃改定など物価の変動等々、さまざまな経済的変化も併せて、今後の町民への施策の必要性や方向性について引き続き研究をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** すいません、ありがとうございました。

できないことは理解をいたします。できないけどやっぱし困っておられるっていうのも御理解いただきたいと思います。

再々質問でありますけど、学生に対する支援については理解できるものではありますけど、保護者負担が少しでも軽減されるようにお願いして、現状で行っている学生の保護者に対して町独自で取り組んでいる施策があれば、町長お答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 川上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

昨今の物価高騰などにより、あらゆる世代の方に経済的な影響が及んでおります。そんな中で、国においても対策が検討され実施されようとしておりますが、矢掛町においてもさまざまな世代の方に適切な支援を実施することが必要であると考えています。

御質問の学生の御父兄に対して、町独自で取り組んでいる施策でございますけれども、矢掛町では他

市町村に先駆けてさまざまな施策を展開しております。

一部ですが御紹介をさせていただきますと、小学生や中学生の入学祝い金というのがございます。また、その他種類はありますけれども就学援助でございます。また、矢掛高校の場合ですと、これは選択型の補助で制服、iPad、通学・通塾費用の中から選べるようになっております。

さらに、令和8年度、これはいま検討中でございますが新たな施策として、町内在住の小学生・中学生に対しまして、修学旅行費用の補助を実施してまいりたいと考えております。

こうした取組を町が独自に実施して、御父兄の皆さんの負担が少しでも軽減できるよう、そして町民の皆様が安心して暮らしていけるよう努めてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 11番。

**○11番（川上淳司君）** 御回答ありがとうございます。

入学祝い金等は以前から知っておりましたが、今回新たな施策として小・中の修学旅行、ちょっと余談ですけど、小北も、小田の方も入りますね、中学校は。はい、ありがとうございます。

本当にそういうふうな支援を行っていただけることをいうのは今初めて知りましたが、やっぱしどこかで子育てに関することを気を付けていただいているというのには、町長に本当に感謝いたします。ありがとうございます。

今後も現在の施策がずっと継続していくようお願いをしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、5番田中輝夫君お願いします。田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番田中輝夫です。通告に従い、小学校体育館への空調設備の設置について、コロナワクチン接種の自己負担減額について、水道事業DX推進についての3点について質問いたします。

まず1点目、小学校体育館への空調設備設置についてですが、今年も夏は猛暑日が続きました。これは今後も続くのではないかとこのように想定されております。

小学生の子どもたちが体育館を使って授業や運動を行った時は汗びっしょりになります。休憩時や終わった後は、館内にあるスポットクーラーの所に涼しさを求めて集まりますが、広い館内では効果が薄いと思います。次年度以降、空調設備を取り入れる考えはないのか、お尋ねします。

また、子どもたちの学習生活の場であるとともに、災害時の避難場所として活用される体育館です。今後、児童数が減少してくると統廃合も考えられますが、統廃合されても体育館の建物は耐震基準を満たしているため、倒壊が少ないため、避難所に指定されているので建物は残ります。

避難所は、公民館や体育館などですが、公民館が避難所に指定されていない地区もあり、大勢の避難者が集まるのは体育館しかない地区もあります。

被災者が一時的に生活を送る場所となった場合、自宅に戻れるのは数週間から数か月掛かることもあるかも知れません。夏の災害時においては慣れない環境での避難生活等により、熱中症等のリスクが高まります。このため、避難所における熱中症対策として空調設備を進めていくことが必要だと考えますが、執行部の方針をお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 5番田中議員の御質問、小学校体育館に空調設備の設置について、教育課のほうからお答えいたします。

まず、本町の小学校体育館の現状でございますが、現時点では空調設備のほうは設置しておらず、スポットクーラーと大型扇風機を配備し、授業や学校行事の際の暑さ対策を行っている状況であります。

なお、本年度には国際ソロプチミスト井原様からスポットクーラー12台の御寄附をいただき、そのうちの8台を希望のあった町内の小学校に配備したところであり、既存の機器と併せて体育館での活動時の暑さ対策に活用しているところであります。

これらの機器の活用に加え、学校において熱中症予防の指導や配慮を行っていることもあり、現在体育館での活動中に熱中症の症状を訴えた児童は確認されていないというふうな状況です。

今後におきましても、必要に応じてスポットクーラーの増設なども視野に入れ、出来る限りの暑さ対策に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、今年の夏のような厳しい暑さの下では、学習環境の面から小学校体育館への空調設備の必要性は、教育委員会としても十分に認識しているところであります。体育館への空調整備は、設置時の多大な費用に加え維持管理費用を伴いますことから、全町的な視点で計画的に考えていく必要があると捉えています。

教育委員会といたしましては、児童生徒の健康と安全を第一に考え、小学校体育館への空調設備の整備を今後の重要な検討課題の一つとして位置付け、本年度に企業からの機器の寄附により設置に至った中学校体育館の空調設備の効果、運用状況も踏まえつつ、防災を所管する総務防災課とも連携しながら、町全体の防災体制の中での位置付けについても同時に整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。全町的な視点で計画的に考えていく必要があるとの答弁でした。

指定避難所に指定されている施設のうち空調設備が整備されていない施設、特に学校をはじめとする避難所の空調設備においては、各種補助金制度地方財政措置が活用できます。新たに空調設備整備臨時特別交付金が創設されていますが、その内容はどのようなものか。また、それには申請期限があると思います。本町は申請する計画はないのか、再度お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 5番田中議員の再質問について教育課からお答えいたします。

ただいま御指摘のありました空調設備整備臨時特例交付金につきましては、その趣旨や制度の概要について国の通知等により承知をしているところでございます。この交付金は、学校施設の避難所としての機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる学校体育館等への空調設備等の整備を加速する目的で設けられ、補助率や対象となる施設の範囲、算定対象の範囲、申請期限などいくつかの要件が定められております。

補助率の面でも一定程度有利な制度である一方で、申請にあたっては対象とする避難所の選定や整備内容の具体化、概算工事費の把握、必要に応じた設計業務など一定の準備が必要となるものと認識しております。

現時点におきましては、具体的な計画には至っておりませんが、教育委員会といたしましては、学校が指定避難所ともなっていることも踏まえつつ、国・県の補助制度やただいま御指摘いただきました空調設備整備臨時特例交付金の活用可能性については、対象期間が令和15年度までとなっており、関係課

と情報を共有しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 回答していただきました。小学校が指定避難所になっていることも踏まえつつ、特例交付金の活用可能性についても関係課と情報共有しながら検討していくとの回答でした。

この交付金も本当に期限があります。今のところ、今後どうなるかわかりませんが、令和15年までというふうなことがありますので早めに考えていただきたいと思いますし、町内7校の体育館に空調設備を整備するとしても少なくとも数年は掛かります。子どもたちの熱中症対策と避難所の熱中症リスクの軽減の対策として検討課題だと考えますので、今後も引き続き協議していただくことを述べ、この質問は終わります。

次に、コロナワクチン接種の自己負担額軽減についてですが、新型コロナの感染者数は、現在では冬と夏に流行する傾向にあると言われていています。本年10月からは65歳以上と60歳から64歳の人で基礎疾患を持つ人を対象に、コロナワクチンの定期接種が始まりました。

国の助成が終了したため、自治体独自での補助によって自己負担額に差が出てきています。10月14日の山陽新聞に掲載されていましたが、自己負担額の高い所では1万円を超える市が2自治体ありました。私も確認しましたが、井笠圏域では、笠岡市2,400円、井原市3,000円で、矢掛町は4,500円です。前年の国からの補助があった時の金額が2,000円です。

他の自治体では前年同様の金額に据え置いた自治体も10市町あります。予防接種では、高齢者の重症化防止のための助成を行っているインフルエンザの自己負担額は1,500円。これは、他の市町と比べても安いほうであり、予防接種ができるように本町は助成があります。

コロナによる重篤者はインフルエンザを上回っている傾向ですので、コロナワクチンも昨年同様の金額か又はインフルエンザ予防接種の金額まで助成はできないのか、執行部にお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 5番田中議員のコロナワクチン接種の自己負担減額についての御質問に健康推進課からお答えいたします。

新型コロナワクチンについて、今年度は自己負担額が大幅に増加しておりますので、高齢者が接種しやすいように昨年同様の金額まで助成できないかという御質問かと思えます。

予防接種には定期接種と任意接種がございます。定期接種は、A類疾病とB類疾病に分けられます。A類疾病の場合は自己負担なしで接種を受けられますが、B類疾病の場合は、一部自己負担が必要になります。

御質問の新型コロナウイルス感染症の予防接種は、定期接種のB類疾病に分類されております。このB類疾病にはインフルエンザや肺炎球菌、带状疱疹なども含まれますが、予防接種の費用は、笠岡医師会との契約により決定をしております。

また、B類疾病の予防接種につきましては、接種費用の約7割を町が負担し、残りの3割を高齢者の皆様に負担していただくこととしております。新型コロナワクチンにつきましては、今年度の医師会との契約単価が1万5,300円でございますので、約3割の4,500円を自己負担額としてお願いさせていただいております。

参考までに、昨年度についてですが、接種単価は今年度と同額の1万5,300円でしたが、議員の御質

間にもございましたが、国からの補助が1件につき8,300円ございました。国庫補助を差し引いた接種単価は7,000円でございますので、その約3割となります2,000円を高齢者の皆様には御負担をさせていただいております。

しかし、国の補助は昨年度限りで廃止となっておりますので、その分、町の負担も高齢者の皆様の自己負担も増額となっております。

以上のような考え方を基に町内医師会とも協議の上、新型コロナワクチンにつきましては今年度の自己負担額を4,500円としており、既に県内の医療機関にも通知済みでございますので御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。既に県内医療機関には通知済みということで減額できないという回答でした。

新型コロナ予防接種の助成対象期間が来年の1月31日までとなっていると思いますので、この提案をした時期が遅かったのかもわかりませんが、今年度すぐには負担額軽減が難しくても次年度予防接種が始まる時期とか負担額を変更しやすい時期で構わないので、再度検討してもらいたいと考えます。

高齢者にとっては、医療費負担が1割から2割、2割から3割というふうになってきて、厳しい時代になっております。高齢者の方は長い間、地元や矢掛町にも貢献されてきた方ですので、そのことも併せて考えていただければというふうに思っております。

コロナ予防接種が多いのか少ないのかわかりませんが、自己負担額が高いから接種に行けないという状況は避けて高齢者や対象者が接種しやすい体制作りを努めてもらいたいということを述べ、この質問は終わります。

次に水道事業のDX推進についてでございますが、水道事業のDXは施設の老朽化、人口減少に伴う水需要の減少といった課題だけではなく、安全で良質な水道サービスを持続的に提供することを目的としています。

近年は、各家庭など水道利用料が遠隔で自動的に把握できる水道スマートメーターがあります。水道利用料を訪問による検針をなくすことで業務負担を減らせるほか、漏水の早期発見、高齢者宅の使用状況を家族に伝える見守りサービスとして活用できると言われています。

水道事業DX推進の一部として、水道スマートメーターの導入についてどのように考えているのか、執行部にお尋ねします。また、県内で導入している自治体がどれぐらいあるのか、ないのかをお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（丹下裕之君）** 5番田中議員の御質問、水道事業のDX推進について上下水道課からお答えいたします。

水道事業におけるDXの推進につきましては、その重要性を強く認識しており、町の喫緊の課題である水道事業の効率化と住民サービス向上の両面から積極的に取り組むべきものと捉えております。

御質問にございます水道スマートメーターにつきましては、御認識のとおり、検針業務の負担軽減、誤検針の解消、漏水の早期発見といった水道事業運営の合理化に資するだけでなく、高齢者宅の見守りサービスへの活用など生活支援サービスとして質の高いポテンシャルを秘めていると認識しております。

令和5年3月議会での答弁でも申し上げましたとおり、現時点においてもスマートメーターの導入コ

ストは非常に高価で、現在の通常メーターと比較して多額の初期費用が必要となる点が全町的な導入へ向けての大きな課題でございます。

現在、県内の自治体における水道スマートメーターの導入状況につきましては、11月末現在で導入が確認出来ている自治体は9自治体でございます。

導入戸数が最も多いのは備前市で、9月1日現在で4,600戸余りのスマートメーターを導入されております。備前市では、山間部や島しょ部など検針が困難な地区へ積極的に導入を進めており、検針員の確保の問題解決や漏水の早期発見などに利用されている状況です。

他の自治体におきましても同様に山間部の降雪地域や離島などへ設置し、実証実験を行っている状況でございます。県内全体としては、限定的な導入や実証の段階にあると認識しております。

水道事業のDXは、業務効率化だけでなく、安全安心で持続可能な水道運営の実現につながる重要なテーマでありますので、引き続き、技術情報の収集や先進事例の調査を積極的に行いながら、将来を見据えた取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。検討されていることがよくわかりました。県内では9自治体で山間部の降雪地域とか離島、島しょ部などの所で検針が困難と思える場所での一時試験的に導入している自治体があるということがわかりました。

現在、水道使用量が把握できるのは2か月に一度の検診時ですが、スマートメーターを導入すれば一人暮らし又は高齢者宅の見守りサービス一定期間の水道の使用がなければ家族等に連絡を入れるサービスがありますが、水道スマートメーターによる未使用の判断は何日ぐらいが一般的だと考えられるのか。また、導入に向けて必要だと考えるものがあれば、お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（丹下裕之君）** 5番田中議員の再質問、水道スマートメーターを利用した高齢者の見守りサービスについて、上下水道課からお答えいたします。

現在の検針は、議員がおっしゃられるとおり2か月に1回でございます。スマートメーターを導入すれば、1日の時間ごとの使用量が毎日報告され、これを利用して高齢者の見守りにつなげるサービスを提供することが可能となります。

高齢者見守りサービスにおける水道の未使用判断基準につきましては、システムの提供事業者や自治体によって異なりますが、現在の一般的な傾向としては、24時間連続して未使用であれば異常として判断することが多いようです。

また、特定の時間帯に焦点を当てた見守り手法は非常に有効であり、最新のサービスでは積極的に取り入れられております。例えば、午前5時から午前9時の間に水道の使用があれば、これを元気のサインとして捉え、逆に、この時間に水道の使用がない場合に異変の検知として早期に通知を行う仕組みなどがあります。

水道スマートメーターを活用した見守りサービスは、利用者のプライバシーに配慮しつつ、生活に密着したデータで安否を確認できる優れたツールであると考えます。

今後は、一部世帯を対象とした水道スマートメーターの実証実験を視野に入れた研究を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 水道の使用量も毎日確認できるというふうなことで、家族の希望があれば見守りサービスとして連絡をしてもらえるとというようなサービスでした。

水道事業DXの推進においては、水道スマートメーター導入は、本体や通信設備の設置にかかる初期費用が課題だというふうに思いますが、収集されたデータは老朽化した水道管の交換計画など水道インフラの維持管理の最適化に役立てられます。

この事業も、もう全世帯導入の一気のゴールを目指すのではなく、段階的な導入が現実的ではないかというふうに考えます。

他の自治体などの情報収集しながら、高齢者宅や検針が困難な一部世帯を対象として実証実験を視野に入れた研究を進めていくとの回答でしたので、引き続き取組を進めていただくよう要望して、この質問を終わります。

これで本日の私の3つの質問は全て終わります。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時46分 休憩

午前10時59分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、8番石井信行君、お願いします。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番日本共産党の石井信行です。

質問に先立って、ロシアのウクライナ侵略とイスラエル、ガザでのジェノサイドに断固抗議し、即時停戦を求めて、発言通告に従って質問に入ります。

1つ目は、矢掛町の公共施設トイレについてお尋ねをします。矢掛町の公共施設のトイレの温便座数とウォッシュレットの数、多目的トイレの数、それぞれがどうなっているか、お伺いします。

それから、公共施設トイレ総数のうちの温便座数の割合、ウォッシュレット数の割合、多目的トイレの割合をお伺いします。

いま公共の施設のうちのいくつかは、かなりの部分がですが、災害時の避難所あるいは一時避難所として、あるいはその建物以外の外側をというような形で避難場所として扱われることがあると指定されていますが、小・中学校の改修の進み具合。それと、いつ頃までにどのように改修を終了する計画なのか。特に小・中学校、大量に人が運動場・教室も含めて収容できる施設ですから、その点については特にお伺いしたいと思います。

その他の公共施設のうちの各地区の公民館のトイレは男女別になっているのか。それから温便座とウォッシュレットは備わっているのか。多目的トイレはあるか。お伺いします。その上で、各公民館のトイレ改修についても計画があるのかをお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** 8番石井議員の御質問、公共施設のトイレについて、最初前段の部分を施設管理全般を所管しております財政課からお答えいたします。

まず、トイレの温便座、ウォッシュレット、多目的トイレの数でございます。対象施設は、役場庁舎、文化センター、農村環境改善センター、老人福祉センター、保健センター、保育園、認定こども園、小・中学校、公民館、B&G海洋センター、それとあと公衆トイレ、合計29の施設について数字のほうを述べさせていただきます。

まず、洋式トイレは全体で362ありますが、その中で、温便座は336、内ウォッシュレット付きは209で、多目的トイレの数は33でございます。ちなみに、男子小便器の数は285、和式トイレは128でございます。

続いて、温便座数の割合ですが、洋式トイレ全体362の内、温便座336で割合で言いますと92.8パーセント。洋式トイレ全体362と言いましたが、これに分母である全体数に和式トイレを加えますと、割合は68.6パーセントになります。

ウォッシュレット付きの割合は、洋式トイレ362の内209で57.7パーセント。同じように和式トイレを全体の数に含めた中での割合は、42.7パーセントになります。

多目的トイレがある施設の割合は、29施設の内22の施設で整備しておりますので、割合といたしましては75.9パーセントでございます。

前段の部分の説明について、私からは以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 8番石井議員の御質問の後段の部分、小・中学校の改修の状況と計画及び公民館のトイレの状況と改修計画について教育課のほうからお答えさせていただきます。

小・中学校のトイレ改修については、昨年度に矢掛小学校の校舎・体育館のトイレ改修工事を実施し、本年度、山田小学校の校舎・体育館のトイレ改修工事を実施中です。

学校トイレの今後につきましては、学校ごとの児童生徒用の様式トイレの数と児童生徒数の割合を基に優先度の高い学校から整備を行いたいと考えております。現段階では、改修終了予定は申し上げられませんが、各学校及び学校運営協議会からの要望を基に状況を確認しながら、必要な整備を進めていきたいと考えております。

次に、公民館のトイレについてですが、公民館は地域住民、子どもから高齢者までが利用する施設であるため、高齢化に対応したバリアフリー化の必要性や公民館、利用者からの要望などを踏まえつつ、各館のトイレスペース面積を考慮しながら改修を進めているところです。

改修の年度順に申し上げますと、矢掛公民館は、平成26年度の耐震改修時に全てのトイレを改修し、男女別としております。1階に多目的トイレも設置をしております。小田公民館は、平成29年度公民館新設工事にて男女別及び多目的トイレを設置いたしました。他の公民館につきましても、令和4年度は川面公民館、令和5年度は美川公民館、令和6年度は三谷公民館に多目的トイレを設置し、男女別又は完全個室化の改修を行っております。中川公民館においては既に男女別とはなっており、本年度末までに多目的トイレを設置予定です。山田公民館については、本年度設計を進めております移転建築工事の中で男女別及び多目的トイレを設置することとしております。これらによりまして、町内全ての公民館のトイレが、男女別、洋式、温便座ウォッシュレット付きということになりまして多目的トイレも全ての館に設置されるということになります。

学校及び公民館は、多くの町民の皆様が日常的に利用される身近な施設でありますので、今後も老朽化の状況や利用実態、さらには利用者や地域の皆様からの御意見を踏まえ、国の補助制度を研究しながら

ら安心して快適に利用できるトイレ環境の整備に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。今の全体図とそれから部分的な部分についてもお答えいただきました。

再質問として2つお願いしたいんですが、先ほど言われました32の公共施設のうちの25の施設は避  
難所指定されていますが、全体として洋式化・温便座化が進められているということが分かりました。

和式を除けば、矢掛町全体の公共施設トイレの内362が洋式便座で、336が温便座92.8パー、温便座  
とウォッシュレット両方が付いているのは362分の209ということで57.7パーセントということとし  
た。

ウォッシュレット付きがまだのところは、先ほど57.7ということでしたから42.3パーセントはこれ  
から今後どうなるのか。

それから128の和式トイレの洋式化・温便座化・ウォッシュレット付き便座にする計画はあるのかど  
うか、お伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** はい。石井議員の再質問についてお答えいたします。

町全体の公共施設についてそれぞれ担当部署、使用する町民の方の年齢層、いろいろあろうかと思  
います。そのトイレの使用頻度でありますとか、古さとか、そういったものもそれぞれ違ってくると思  
いますので、そこは、そのいわゆる担当部署のほうで判断しながら、年次別に変えていく。計画を立て  
ていくのかどうか、そういったことも含めて判断するようになるかと思えます。

また、和式が残っている教育関係の施設については、ちょっと私のほうではお答えするのはちょっと  
難しいかと思えますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 石井議員の再質問についてお答えいたします。教育部門のトイレにつつま  
しては、まだウォッシュレット付き等でないトイレのものにつつましては、先ほどもありましたように  
老朽化具合とかそういったものも含めまして、最終的には順次、温便座・ウォッシュレット付きとい  
ったようなものに改修をしていくという予定でいきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** はい。再々質問であります。公民館の分についてはもうほぼ完了している  
というお答えいただきました。

それで、小・中学校のトイレについて、改めてお伺いしたいのは、172の洋式便座の内、温便座・ウォ  
ッシュレット双方がついているものは68ということになるということでしたので、およそ40パーセン  
トの充足率だと思います。

いま現在通学している子どもたちが、快適で安心して使えるトイレを備えるべきではないか。そして、  
災害時の避難場所にも指定されていることもあって、今後の対応が急がれるのではないかと考えていま  
すが、担当課のお考えがあればお聞かせください。お願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 石井議員の再々質問のほうへお答えをさせていただきたいと思います。

現在、小学校の洋式化なんですけれども、まだ洋式化率が非常に低い小学校がございます。まずは、そちらのほうの洋式化のほうが先決かというふうに考えております。ですので、洋式トイレに対します児童数、先ほど申しましたが、そういった所から優先順位の高い学校のほうから、まず洋式化のほうへ取り組んでいきまして、その後、温便座・ウォッシュレット付き等に取り組んでいくというようなことで対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。私も子育てがもう済んでしまっているんですが、子どもたちが小学校・中学校を通り過ぎるのは早いもんですから、その時に人数が何人だろうとやっぱり少しでも良い設備にさせていただいて、快適な安心して暮らせる学校にさせていただきたい。特に私も教員でしたので、学校のトイレは怖いという、臭い、怖い、汚いという、そういうイメージがやっぱりありました。今もう随分それがなくなってるんですけど、明るくなっていますし、そんなに汚い臭いってということもないんですけど、やっぱり冷房暖房が完備してるわけじゃないんで、トイレはやっぱり寒いというのがあって、座って冷っというのでちょっとトイレ行くのが嫌だっていうんで我慢して帰るという子どもがやっぱりいますので、途中で失敗しても困りますので、そういう点は早急にまた検討させていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

かわまちづくり事業について、お尋ねします。大規模小売店舗立地法に基づくビジターセンターやかげ、これはかわまちづくり事業のオートキャンプ場のことなんですが、その説明会で配付された資料の図1、周辺の見取り図の管理棟の北側に小さな白い長方形が見えました。これは、未買収地を表しているのか、まずお伺いしたい。もし、未買収地であれば、運動公園線の途中にあった未買収地のようになまざまなことが起こる、考えられるのではないかということでお伺いしています。

それから、もう何回目かになるんですが、地元説明会で出されたお尋ねや心配事、これは住民の納得が得られているのかどうかお伺いしたい。今までの地元住民説明会からの疑問への回答が積み残しのままになったものはないのか、お尋ねをします。よろしく願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 8番石井議員のかわまちづくり事業について、建設課よりお答えをさせていただきます。

まず、1点目の用地についての御質問でございますが、御指摘いただいている箇所につきましては、矢掛町所有の土地でございます。

2点目の御質問で複数回説明会でとの御質問でございますけれども、これまでに全町民の皆様を対象とした説明会を2回、先ほど御質問にもありました大規模小売店舗立地法に基づく説明会を1回、また、地元土井町内会の皆様に4回、地元企業様にも個別に複数回説明を行ってきております。

令和6年度にはパブリックコメントも実施いたし、本当に多くの皆様から御意見を頂戴しております。さまざまな御意見があり、全ての御意見にお答えすることは困難でございますが、頂戴した御意見につきましては、誠意を持って対応し、丁寧な説明を心掛けております。

御意見を基に、協議会に諮らせていただきながら、かわまちづくり事業を岡山県とともに進めております。引き続き、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。再質問させていただきます。

道の駅を造る時に、商店街は丸ごと道の駅だから、道の駅では物販とか飲食はしないということでした。これ、川の南に物を売る店ができて、飲食のできる場所ができると今までと話が違うではないか。商店街から人が南に行ってしまうのではないかという懸念を商店街から伺いました。この点に対する懸念は払拭されたのかっていうのが、1つ目。

それから漁協の方から、川で魚が獲れなくなるんじゃないかという心配が出されていましたが、それはどうなったでしょうか。

それから3つ目、嵐山の広場の西側の崖が崩れて心配なんだが、これはどうなるのかというお尋ね。

それから4つ目に、ビオトープという川の生物と一緒に戯れる場所が予定されているんですが、その西側の崖を、山林を所有している方が、自分の所有地なんだが、そこが崖崩れしてビオトープにいる人が巻き込まれた場合、地権者の自分たちに責任が掛かるのではないかというお尋ねがありました。これらについてはお答えがもう済んだのかどうか、お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** はい。今、1, 2, 3, 4 言われましたが、事前に通告がなかったんですけど、わかる範囲でお答えできれば。副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい、失礼いたします。石井議員の再質問に私のほうからいくつかお答えしたいと思いますが、まず道の駅についてですが、確かに最初できる時に道の駅には物販・飲食を置かない。で、玄関口として街へ誘導するという、そういう施設です。その後については、当然、その当時あった店舗と違って街中にも新しい店舗できてます。それは、玄関口の役割も一つあったと思いますが、新たな店舗もできてます。それと同じようにその近隣についても新たな店舗ができるということで、逆にそういった形で新たな方向に進んでいるというふうに考えております。町内いろんな団体がありますが、商工会含めて町並みの団体もありますが、かわまちづくりについて皆さん御了解をいただいております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 石井議員の再質問、2点目、3点目、4点目について、建設課のほうからお答えをさせていただきます。

まず2点目の漁協の問題でございますけれども、漁協もかわまち協議会のメンバーでございます。その中でさまざまな御意見をいただきながら進めてまいっておりますので、個別のそれぞれの漁協の中のお話はちょっと存じ上げるとかありませんけれども、漁協のほうからの御理解は得られているというふうに考えております。

3点目の嵐山の崖地ということでございますけれども、今回のかわまちの事業区域ではございません。ただし、平成30年で崖崩れとか山崩れが起こった部分については、ちょっと年度はここで覚えておりませんが、できる範囲の中で対策は取らせていただいております。

4点目、ビオトープの背後の民地の方のお話ですけれども、こちらの方に関しましては、個別に数回お話をさせていただきました。納得ということではございませんけれども、御理解を示されて事業には現在賛同していただいております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。いくつか疑問が解けた、心配事が解決したというお話でした。

ちょっと、丸ごと道の駅っていうのは、新しい店ができたから話が変わったっていうのは、どうも私はちょっと納得できませんが、最後のお尋ねに行きます。

今度の12月補正でも出ているんですけど、今までいくら予算が投入されて、今後どれだけ予算が必要なのかということで多くの方からお尋ねがあります。国からの交付金は一体いくら下りてきているのか、全部町から持ち出してるんじゃないかというような話もあつたりしますので、結局最終的にはいくら経費が掛かって、矢掛町からの持ち出しはいくらになるのかということ、あらましても教えていただければ有難いです。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。今のかまちづくりの総事業費について、そういう意味ですよ。

[8番石井信行君「はい」と呼ぶ]

**○議長（浅野 毅君）** 通告にはなかったんですけど、ありませんがお答えできれば。確実な数字はちょっとどうか分かりませんが。

(発言する者あり)

**○議長（浅野 毅君）** 確実な数字は持ち合わせておりませんのでということでございますよね。はい。一般質問通告にはないから、準備できていませんから。

**○8番（石井信行君）** はい。補正予算の時にもまたお尋ねしようと思っていたんですが、町民の方からやっぱり良いものができるのはいいんだけど、お金がなんぼ掛かるか分からんから、町の財布が心配だという声をあちこちで聞きますので、このことをまた委員会でお尋ねします。

3つ目、メイプルファームからの汚水対策・悪臭対策についてですが、メイプルファームからの汚水処理について、水質検査の結果はメイプルファーム専門掲示板に常時掲示されているか。そして、これは地元との何か約束事があったようですが、そして、この検査内容、測定場所、測定日時、測定結果は、担当課にその都度報告されているのか。まずお伺いしたい。

それから、検査項目の中で、基準値を超える結果が出たことはないか。もしあれば、どの検査項目でどのような対処をしてきたのか、お伺いします。

3つ目、牧場からの悪臭の被害が、今後風向きによって大きくなるのではないかと予想されますが、その時の対応はどのようなものになるか。今まで以上の進展があるのかどうか、お伺いします。

4つ目、水質検査結果を矢掛町ホームページで公表すべきではないかと考えるんですが、そのようなお考えはあるか、お伺いします。

5つ目、矢掛町独自に水質検査ができる体制を取るべきではないかと考えますが、検討できないか、お伺いします。よろしくお願ひします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 8番石井議員の瀬戸内メイプルファームの汚水対策、悪臭対策についての御質問に、産業観光課からお答えいたします。

1点目の瀬戸内メイプルファームが実施する水質検査の結果ですが、令和6年度においては、毎月検査を実施され、事業所入口の掲示板に掲示されています。検査結果については、開業当初から産業観光課へ報告はいただいております。

[8番石井信行君「すいません。最後がちょっと聞こえなかったも

ので、そののとお願ひします」と呼ぶ]

**○産業観光課長（池田敏之君）** はい。検査結果については、開業当初から産業観光課へ報告はいただいております。

2点目の基準値を超える水質検査結果についてですが、令和6年度においては、主に、水素イオン濃度において、基準値を超える月がございました。

対応として、牛舎・堆肥舎の周りの清掃強化及び業者に依頼しての浄化槽点検を実施しているとお伺いしています。

なお、令和7年10月に町が実施した瀬戸内メイプルファームに隣接する追掛池・倉見池の下流に位置する宇角川での水質検査では、全ての項目において、基準値内の数値でございました。

3点目の悪臭への対応ですが、瀬戸内メイプルファームに起因する悪臭に関する苦情をいただいた場合には、通報をいただいた日に瀬戸内メイプルファームへ臭気の原因及びその対策を報告していただく旨のFAXを送付し、対策を促す取組を行っており、引き続き、この取組を実施していきたいと考えています。

4点目の水質検査結果の町ホームページでの公表ですが、瀬戸内メイプルファームが実施する水質検査の結果については、自社の掲示板へ掲示されていることから、町ホームページへ公表する予定はございません。

なお、町が実施しております追掛池・倉見池の水質検査においては、令和7年度から検査地点を1地点追加し、4地点とし、結果については、地元自治会、町内会及び備中県民局農畜産物生産課へ提供させていただきます。

5点目の町独自の水質検査ができる体制についてですが、追掛池・倉見池の水質検査を業者への委託により、年4回実施しております。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。さっき、お答えの中で水素イオンが過度に基準値より高かったという説明をいただきましたね。これは、吉備中央町の水道水が汚染している、あの問題とは絡みませんか。お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 石井議員の再質問、水素イオン濃度の異常値ということで、PFASとは関係ないかという御質問だったと思いますが、関係ないということで認識しております。

水素イオン濃度につきましては、7が中性となっております、小さければ酸性、大きければアルカリ性というようなことの検査をしておりますので、PFASとは関係ないという認識でございます。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。PFASと関係ないという断言をされたんですが、本当にちょっとひとつ心配してるんです。

それと、再々質問になるんですが、今朝も私ちょっとあそこの山の上まで行って来たんですが、時々行くんですけど、正門横の掲示板に掲示されているこの水質検査結果に検査日時がどうも表示されていないんじゃないかと思って、何回も1か月前に行ってもどうもわからなくて、今日行ってもわからなかった

から、朝行っても、早く起きて行ったんですがわからなかったから、場長さんにちょっと聞こうと思ってあちこち探したんですけどどこにもおられなくて、結局よう聞かずに来たんですが、この検査日時については、何月何日に検査をしたかという報告は、役場のほうへ来ていますかどうか、それをお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** はい。それでは、石井議員の再々質問ということで、メイプルファームが実施する水質検査の日時ということでございますが、検査日はおよそ月末にされております。それから、時間については詳細をお伺いしていませんので、把握してございません。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 検査日時がちょっと分からないので、ちょっと気になってるんですけど、今度は写真を持って、また産業課をお伺いしますが、私はもう原始的な方法しか分かりませんので、この臭いもそうなんですけど、風向きによって変わる。それから水の質が何で良くなってないんじゃないかと私は思ってるんです。どうしてかという、白サギがずっと上がって行って魚を食べてるんですけど、ある石積みで作ったダム在所から上は上がらないんです。ずっともう何年も見てますが。あそこまでは行ってるんだって地元の方も言われるんですが。あそこまでは魚が来てるようなけど、あそこから上は行かんというようなことを言われるから、水質がまだ元に戻ってないのかなって心配はしているんです。

それで、これからもまたそういう原始的な検証ではとてもちょっとお粗末なことなんですけど、これからも水の汚れや、それから臭いのこの流れてくることについては、いろんな方と一緒にまた少しでも環境を良くしていきたいと自分は思っています。これで質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、3番福田京子君、お願いします。3番福田君。

**○3番（福田京子君）** 議席番号3番福田でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

矢掛町におけるデジタルトランスフォーメーション——DXは、町民にどのくらい浸透しているのでしょうかという内容の質問を始めさせていただきます。

本町におけるDXについては、本年3月議会で同僚議員の質問に答弁をいただいたことは、認識がございます。国を挙げての行政DXが及んできているので、そのことは至極当然のことと受け止めております。

そこで今回は、町民がDXを実感できていて、その利便性がどの程度浸透してきているのかをお尋ねいたします。

3月の時点で約40種類の手続きがパソコンだとかスマホでできるとの説明を受けました。また、マイナンバーカードの保有枚数率も80パーセントに近い値を誇っているということでした。今年度については、行政サービスの向上は更に増加しているのではないかと想像しております。

そこで、デジタル化の環境は整っているものの、その利用状況はどうなのでしょう。そこにはギャップがあるのではないかと感じております。実態として、その利用状況はいかかなものなのでしょう。具体的に4点でお尋ねをいたします。

1つ目、先般の国勢調査をオンラインで回答した人の割合はどのくらいあったのでしょうか。全町民の数が把握できておりますので、比較的正確な割合を捉えることができるのだと思います。

2つ目、現在住民票の写し、印鑑登録証明書、これをマイナンバーカードで取得することができます。

その割合はどのようなのでしょうか。コンビニエンスストアを利用する場合あるいは役場の窓口での手続きをする場合、両方ございますが、窓口であってもマイナンバーカードの利用をする方法と用紙に記入して申請をするという従来の方法に両方ともに対応できていると思います。そこで、その割合が知りたいと思います。

3 つ目、検診という健康診断や検査診断この日程をインターネットでの予約、これが可能だというふうに広報にもございました。パソコンやスマホからの選択をしながらの予約する方法が特に推奨されておりましたが、電話予約もできました。また、窓口での予約もできました。できれば、年代別の割合も含めて、その予約状況を教えていただきたいと思います。

4 つ目、健康推進課での講座だとかこどもみらい課などの講習会、そういった予約をするのにQRコードを使ってというのが、これもお申し込みのチラシの中なんかにもございました。そういう割合は、電話と窓口での申込み、これを比較してみると、割合はどのようなのでしょうか。特に先日、孫育てフォーラムというのがありました。その申し込み状況、年代別の割合がわかると有難いと思います。

以上、これらは、ほんの一部ではございますけれども、現状の利用実態の割合をお答えください。よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（平井勝志君）** 福田議員の御質問、DXの町民への浸透状況について、企画課からお答えいたします。

本町では、国が策定した自治体DX推進計画に基づき、行政手続きのオンライン化を進めており、現在では住民票や印鑑証明の交付といった法令に基づく行政手続だけでなく、多種多様な場面でオンライン対応が可能となっております。

令和7年11月現在でオンライン利用が可能な手続としましては、マイナポータルでは、子育て関係で15種類、介護関係では11種類、転出届や住民税の申告など合わせまして28の手続、また、その他のオンラインで可能な手続きは、図書館の貸出予約、文化・スポーツ施設の利用予約、研修・講習・各種イベントの申込等々で約100種類となっております、年々着実に増加しています。

なお、マイナンバーカードの保有枚数率につきましては、令和7年10月末時点で82.3パーセントとなっており、デジタル化の環境整備は着実に進んでいるものと認識しております。

御質問にありました手続についてのそれぞれのオンライン等利用割合でございますが、国勢調査のオンライン回答は約45パーセント、住民票の写しや印鑑証明書の取得は、令和7年度が約33パーセント、健康診査の予約などは把握できたもので約87パーセント、講習会のQR予約などが約78パーセントの方々がオンラインを利用して手続を行っておられます。

また、年代別の御利用割合ですが、全ての手続を年代別に統計していない為、全体像としてはわかりませんが、孫育てフォーラム、こちらでは40代から70代の方がオンライン手続を利用されておられまして、どの世代も利用割合としては同程度でございました。

なお、これらの手続が全てマイナンバーカードを使用して行うものではない為、マイナンバーカードの保有枚数率と、先ほど申し上げた手続のオンライン利用率を単純に比較することはできませんが、保有枚数率、オンライン等利用率ともに毎年上昇しているという状況でございます。

また、環境整備の進展と利用状況のギャップでございますが、現在はまだ利用環境の拡充の途上、いわゆる過渡期であると考えておられて、多少の乖離は発生するものと考えております。しかしながら、

サービスの提供をできるだけ多くの方に利用していただき、DX推進の本来の目的が達成できるよう、今後はこのギャップを埋めるための取組が重要であると考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 3番福田君。

**○3番（福田京子君）** ありがとうございます。DXに類するデジタルの使い方というのは使えない、あるいは馴染めていないであろう人の大まかな実態というのはつかめたように思います。

全ての場合がマイナンバーカードを使用するものばかりではないので、保有枚数率と連動した数値に現れるとは限らないということもわかりました。

しかしながら、それにしても、過渡期であるとしても、その割合はまだ低いように感じられます。多少の乖離という表現をされましたが、まだまだそのギャップは大きく、埋めるべき方向性であろうと思われま。

別の手立てをして、別個の対応をすることも悪くはありません。電話で対応するだとか、窓口で対応しますよということなんですけれども、別個の対応をすることも悪くありません。しかしながら、そうした一見優しい対応に加えて、次なるDXを見据えての今後の取組をどのように考えておられるのでしょうか。大切であるというふうにおっしゃっております。それを具体的に例を挙げて答弁をお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（平井勝志君）** 福田議員の再質問にお答えいたします。

DXの進展と利用実態の乖離を解消するための今後の取組でございますが、デジタルツールの単なる導入だけでなく、誰もが簡単に利用できる操作性の工夫やデジタルに不慣れな方へのサポート、そしてオンラインサービスの利便性を周知する取組を強化していくことで、デジタル化の環境と町民の皆様の利用実感とのギャップを解消していきたいと考えてございます。

また、それぞれの窓口では、DXに関するさまざまなサポートを行っております。思っていたより簡単にいろいろな手続きができることが実感できるかもしれません。ぜひ、お気軽にお声掛けいただければと思います。

今後も引き続き、町民の皆様の利便性の向上、また、行政サービスの質の向上に向け、全町一丸となってDXを推進してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 3番福田君。

**○3番（福田京子君）** 目まぐるしい改革を伴うDX社会というのは、馴染めない人、ことに高齢の人たちを考えた時に、別個の対応を用意してもらえる。これは、大変有難い反面、よく分かっている人や使いこなせている人との間になんとも溝を感じてしまいます。

先日、視察で訪問した日高村で聞いた“誰一人取り残さない”という事業展開をするためには、誰もが利用できる環境や状態があってこそという村まるごとデジタル化事業、これは大変参考になりました。

このように、一見一手間掛かる、遠回りのように思える手立て、これを積み重ねることこそが、本来の優しさであり、将来的には大きな効果が上がるものと確信しております。

これをもって質問を終わらせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。若干早いようですが、この際昼食などのため、午後1時

で休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時47分 休憩

午前12時59分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、2番昼田政義君、お願いします。2番昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 議席2番昼田政義でございます。通告書に準じて質問をさせていただきます。農業関係について質問します。

近年、農業従事者の高齢化が進み、農地の荒廃が懸念されています。いかにして農業の効率化と機械化を進めていくことが課題になっています。そこで、3点お伺いします。

1つ目、コメの安定供給と価格の安定について。国の施策が、コメの増産から減反と揺れ動いています。そこで尋ねます。

日本人の主食はコメです。コメが安定して供給され、安定した価格で販売されないと国民は安心して生活できません。町はどのような方針でいくか、考えをお聞きます。

2つ目、農地の農業施設の維持管理について。全国各地の問題になっているのが、農業従事者の減少と高齢化です。すなわち、いかにして効率化を図り、持続可能な農業を継続していくかが課題になっています。その中で、土地改良区、水利・用水組合が大きな役割を果たしています。

しかし、組合員の高齢化、担い手不足により、夏場のため池・農道・あぜの草刈り作業は本当に過酷な状況です。そこで、その労力軽減のため、例えば、ラジコンの草刈り機のリース費・導入のための支援措置を検討していただくことはできないか。

また、町が購入したラジコン式草刈り機2台を今年度から運用開始をして、とても好評と聞きます。しかし、利用はまちピカ・アダプトしか利用できません。台数が少ないため、来年の4月以降、まちピカ・アダプトの活動が重なり、草刈りをする頻度が多くなり、利用する日が重なってなかなか利用ができない可能性が考えられます。そこで、台数を増やして、土地改良区、水利・用水組合、自治会、町内会も利用できるようにしていただきたいと考えます。執行部の考えをお聞きます。

3つ目、農業用水路の改修費について、農業関係者には有難い制度があります。多面的機能支払交付金は、面積によって支給されます。国が2分の1、県4分の1、町が4分の1になって、組合負担はありません。

しかし、昨今、用水路の老朽化が進み、単年度補助金では改修工事が思うようにできず、組合員は多大な苦勞と負担を強いられています。そこで、矢掛町は農業用水の改修及び長寿命化対策について、どのような考えをしているか見解を聞きます。

また、農業従事者の農業用水路の維持管理活動の支援について、国、県への働き掛けはどうされているかお聞きます。

以上、3点お願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 2番昼田議員のコメの安定供給と価格安定についての御質問に産業観光課からお答えします。

まず、国においては、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村計画を定めており、その計画において農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、人・農地等の資源を活用した食料自給力の確保を位置付けています。

コメにつきましては、地域計画に基づく農地の集積・集約化、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、ドローン直播等のより省力的な栽培方式や再生二期作等の実証・導入、適正施肥等による生産コストの低減、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及などの対策を国として取り組むとされています。

食料・農業・農村基本法第9条に地方公共団体の責務として、“国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する”と定められております。

本町においては、農業振興対策基金による施策として経営規模の拡大を促進する農地流動化助成事業、農業者における自然災害による減収リスクを低減し、経営安定化に資する農業共済収入保険助成事業を実施しております。

また、農地の集約化等の取組を加速化させるため、町内全域において、地域農業の将来の在り方を定めた地域計画を策定しております。

今後も、国等の動向に注視するとともに関係機関と連携を図りながら、農業振興対策基金による事業を継続し、本町の基幹産業である農業の持続的発展に取り組んでまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 昼田議員の2つ目の御質問、農地・農業施設の維持管理について、建設課よりお答えをさせていただきます。

御質問は、土地改良区、水利・用水組合へのラジコン式草刈り機のリース費、導入に対しての支援措置又は現在建設課で運用しておりますラジコン式草刈り機について、適応範囲を拡大して運用してはどうかといった御提案でございます。

まず、現在のラジコン式草刈り機の状況について御説明させていただきます。令和6年度の自治会主体の座談会や一般質問等でまちピカ・アダプト事業に対する労力の削減やより取り組みやすい施策に対する要望や意見を多くいただきました。

令和7年度は町長発案によるまちピカソロや申請方法の軽減などを実施するとともに、令和8年度からのラジコン式草刈り機導入に向けた検討をするようにとの指示を受け、建設課で調査研究しております。

今年6月にアダプト事業に貸出しを行ってございました乗用式草刈り機において、昨年度に引き続き重大事故が発生し、乗用式草刈り機の運用を廃止したことにより、早急に対応施策を実施するよう町長からの御指示により、本年度9月議会において補正予算を計上し、ラジコン式草刈り機を2台導入させていただいたところでございます。

先に実施された地区座談会には、購入したラジコン式草刈り機を全ての地区で展示させていただき、座談会に参加された町民の皆様にご紹介させていただいたところでございます。

11月に講習会を4回実施し、定員80名に対し、68名の方が受講されました。参加された方からは、軽四トラックにも積載でき、運搬が容易である。思ったより操作しやすい、能力的にも高性能であるな

どの評価もいただいている一方で、事故に対する不安や運用方法に対する御意見も頂戴したところでございます。

このラジコン式草刈り機の運用に関しては、先般の事故の反省を活かし、安全に運用していただく事を第一に、またラジコン式草刈り機の運用を行っている自治体の状況等も参考に制度設計させていただいております。

まちピカ事業にも運用を拡大したことや制度を新たにし、実際の貸出しは11月14日から始めたばかりでございます。

講習会や貸出しにおいても若干のトラブル等もあり、本年度は年度途中からの実施でもあることから試行段階であると考えており、令和8年度からの本格運用に移行すべく活動団体の皆様に御協力、御理解を賜りたいと存じます。

以上の事から、担当課といたしましては、まずは令和8年度の運用状況を確実に実施したいと考えております。

昼田議員からの御提案は、町民の皆様のニーズを先取りした形での御提案でございます。今後の参考にさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

昼田議員の3つ目の御質問、農業用水路の改修費用について建設課より引き続きお答えさせていただきます。

現在、矢掛町では町内で11団体の多面的機能支払い交付金事業に取り組んでおられます。その中で御質問の長寿命化に取り組んでおられる団体は、5団体でございます。

農業用水路については、これまで長年にわたり農業関係の各種団体で維持管理を実施していただき、大変御苦労であったかと存じます。まことにありがとうございます。農業用水路は、人に例えますと血管と同じであると思います。大動脈の役割を果たしているものから、毛細血管に該当するものまで、さまざまな形態で田畑の隅々まで行きわたっており、農業を支える役割を担っています。

昼田議員がおっしゃるように老朽化や少子高齢化による農業人口の減少などにより、維持管理が困難な状況になりつつあることは、担当課でも認識しているところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、ひと言で用水路と申しましてもさまざまな形態があり、各種団体の要望内容もさまざまでございます。

担当課といたしましては、現在設定されている補助金や交付金を活用し、要望団体のニーズに最も適した事業を選択し、御紹介してまいります。また、昨今の物価高騰により、支払金の実態に合っていないなどの事柄につきましては、国、県に働き掛けてまいりたいと存じます。

併せて、大雨やゲリラ豪雨時には、農業用水路は防災の役割を担っている一面もでございます。農業関係だけではなく防災の新たな視点からも今一度、農業用水路の役割について考察し、国、県、各種団体に働き掛けてまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 2番昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 回答いただきまして、ありがとうございました。ラジコン式草刈り機について再質問させていただきます。

8年度の運用状況を見て検討するとの回答ですが、確かに機械の損耗や維持管理等いろいろ検討事項

はあるかもしれません。県北のまちでは高齢化で除草作業の担い手が不足する中で、労働力を軽減し、農地の維持につなげるとして、リモコン式の草刈り機を地域に1台程度購入助成することです。

各地の座談会でも農業の担い手、各地のまちピカ活動、アダプト活動、農業用水組合の維持管理活動、町内会活動できにくいと困っています。

町民の意見を取り込んで、少しでも町民の各種活動軽減のためにラジコン式草刈り機を各自治会、町内会、各団体にと組合に有効に利用できるように台数を増やす考えがありますか。執行部に尋ねます。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 昼田議員の再質問に建設課よりお答えさせていただきます。

ラジコン式草刈り機の増加についての建設課としての考えでございます。各種団体で有効に利用できるように台数を増やすことについて、建設課では現在のところ考えておりません。

先程の答弁で述べましたとおり、建設課では、まちピカ・アダプト事業を対象にラジコン式草刈り機の貸出しについて制度設計を行っており、令和8年度からの実施予定を前倒しで行っています。本年度については試行段階でございます。

また、ラジコン式草刈り機の機種につきましても現在ではさまざまな種類があり、使用用途によって適応機種も変わってまいります。昼田議員が述べられたとおり、維持管理なども大きな課題となり、各種団体を対象に実施する場合、建設課だけで対応できるものではございません。

参考までに申し上げますと、産業観光課では農地を対象に自走式の草刈り機の貸出しを実施しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 昼田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど担当課長のほうからお答えさせていただきましたが、このリモコン式草刈り機の貸出しにつきましては、まだ開始して間もないところであります。今年度は実際に使用していただき、その機能性でありますとか効果、これを皆さんに体感していただく期間というふうに捉えております。

このリモコン式草刈り機への皆さんの期待は、私が想像する以上に大きく御期待をいただいていること、そしてお役に立っていること、これを大変うれしく思っております。

来年度に向けては、貸出し対象となる団体や台数の増加について、今年度の状況を見て、実際に使用された方々やそれから貸出しを希望される方々の意見をお聞きしながら検討して考えていきたいと思っております。

また、地域住民の皆さんが高齢化をされる中で、草刈りの負担を軽減するという事は切実な課題だと思いますし、また、環境保全ですとか鳥獣害対策にもつながります。そして、この草刈り機につきましては、年々技術の進歩が大変目覚ましいものがあります。新技術の開発も進んでおります。注目して、そして、情報収集してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 2番昼田君。

**○2番（昼田政義君）** はい。回答ありがとうございました。今後もね、町民の意見に耳を傾け、町民が住んで良かった矢掛町のまちづくりにしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、1番土井俊彦君、お願いします。1番土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 議席番号1番土井です。通告に従い、早速質問を始めます。

質問といたしまして、小田地区小北中の生徒の学びの現状は、を質問の内容として、現在、小北中学校は、1クラス20人から24人の程度のクラスとなっています。そのうちの半数弱が小田地区の生徒ですが、矢掛中学校と比べた時、矢掛中学校は2クラス。生徒も多い中で、小北中学校の生徒との学びや選択に差が出ているのではないかと。この点について、現状を問います。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 1番土井議員御質問の小田地区の生徒が通学する小北中学校と矢掛中学校との間に学び等について差が出ているのではないかとというお尋ねについて、お答えいたします。

まず、小北中学校は、議員御承知のとおり、笠岡市・矢掛町中学校組合が設置する組合立の中学校であります。町内唯一の町立中学校である矢掛中学校とは、設置主体が異なっております。

しかしながら、そこに通う生徒はいずれも本町の将来を担う大切な子どもたちであり、学校の設置形態や規模の違いによって、学びや進路の面で不利益な格差が生じることがあってはならないと考えております。そのうえで、現在の状況について申し上げます。

小北中学校は1学年1学級の小規模校であり、矢掛中学校と比べますと学級数や在籍生徒数に違いがございます。

一方で、小規模であることを活かした特色ある教育活動が行われていることも笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会の点検報告書や評価報告書や聞き取り等からも確認しているところであります。一例をあげますと、生徒集会や体育会など生徒自身が企画運営を行い、主体性を育む取組がなされています。私は、実際に体育会を見させていただきました。一人ひとりが必ず何かの役割を担い、生徒全員が主体性をもって生き生きと活動していました。

このように、生徒集会や縦割り班活動、学校行事などさまざまな場面での自己表現の場や交流する場を設定することにより、意見を伝える姿勢が高揚したと点検評価報告書にも成果として記載されております。

また、学びの面におきましても、習熟度に応じた少人数指導など確かな学力を身に付けるための教育内容とか方法の充実を図り、特に数学では県の平均正答率を大きく上回る成果を上げていることが評価されております。

また、令和6年度に小北中学校の通学区域である小田地区にお住まいの高校生以上の方を対象として、小田地区における中学校の学区に関するアンケートを実施させていただきましたが、その中で小北中学校に通学した方に小北中学校に通学したことについてどのように思うかとお聞きしたところ、どの年代におきましても7割以上の方が通学して良かったと回答されており、多くの方々に肯定的に受け止められています。

一方で、部活動の種類や学校独自の行事、体験活動の内容などにつきましては、学校規模や地域性の違いにより、それぞれの学校で違いがあることも承知しております。こうした点につきましては、いま申し上げたような小北中学校の主体性を育む学校文化や学年間のつながりの深さ、きめ細かな少人数指導による学力の維持向上といった強みを更に伸ばしつつ、町が主催する行事や体験活動への参加機会の確保などを通じて、生徒の経験や選択肢が不当に狭まることのないよう学校と連携しているところです。

今後も、笠岡市・矢掛町中学校組合及び両校と密に連携しながら、小北中学校と矢掛中学校それぞれの良さを生かしつつ、また、保護者や地域の皆様の声を丁寧にお聞きし、学校規模や設置形態の違いが不利益な格差とならないように継続的な点検と取組の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 再質問でございますが、先ほどの答弁で丁寧に保護者、地域の声を聞きながら取り組むという回答をいただきました。その件については、地区の皆さんも大変評価されていると思います。

しかし、この先のことを考えると、少人数で手厚く指導し、学力を伸ばす。それも重要なことですが、この子たちが社会に出た時、多くの人の中で競争し、勝ち抜いていくにはどのようにすればいいか。大勢の生徒の中で切磋琢磨し、著しく成長し、社会に出ても通用するような人間になるためにはどうするべきなのか。

そして、学力も数字の上では上がっていると言われるが、これも検証して保護者に意見を求めて実態を把握する必要があるのではないかと。そして部活にしても、小北中学校で部活がない生徒には申請して矢掛中学校へ進学できるが、合同クラブができるようになれば小北中の生徒も参加できるので、その点についても少し矛盾が生じるのではないかと。

そのような点からも、本町の教育課の指針を地区の保護者は待っていると思います。早く将来の方向性を出していただき、保護者の不安を少しでも取り除いていきたい。その点について回答を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 1番土井議員の再質問にお答えいたします。

御趣旨は、早く方向性を出してほしいということだと思います。そうした御意見につきましては、先般11月18日に実施いたしました小田地区での説明会・意見交換会においても、多くの地域の皆様から同様のお声をいただき、そのようにお考えの方が大変多いことは町としても教育委員会としても十分認識しているところでございます。こうした御意見は、早速11月21日に行われました笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会に報告をさせていただいたところでございます。

小北中学校は、笠岡市・矢掛町中学校組合立の学校であり、将来の在り方につきましては、笠岡市と足並みを揃え協議を進めていくことが前提となります。その中で、笠岡市におきましては、先の新聞報道にもありましたように、島しょ部も含めた市内全域の学校の適正配置を行う笠岡市立小・中学校の学校規模適正化計画の中で、北部地域では北川小学校を含む小学校の統合や配置見直しについて、計画の具体化と地域での協議が今現在進められているところであり、一定の時間を要しているのが実情でございます。こうした動きを踏まえずに本町だけの判断で結論を急ぐことは難しいと受け止めております。

町といたしましては、笠岡市の検討状況をしっかりと踏まえたうえで、笠岡市としっかりと連携しながら協議を重ね、そのプロセスの中でできるだけ早く町としての考え方を示すことが必要だと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 1番土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 教育長のほうから答弁いただきました。

早速この前の意見交換会から早速検討していただき、このように回答いただいて、地区民、また保護者の方も安心していると思います。

やはり歴史のあることだと思えますし、やっぱりこういう問題は一長一短に片づくものではないと思えます。

この方針が出て保護者の方も安心し、これからの中学校の統合に向けた話は少しずつ進んでいくと思います。今後とも情報をできるだけお伝えしていただければ幸いですので、保護者の方を安心させていただくことをお願いして、質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、7番小塚郁夫君お願いします。7番小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、1点目は無電柱化について、2点目は町墓地侵入付近から井原線高架下までの歩道計画についてお伺いします。

本町は、古民家を活用した観光のまちづくりを進め、本陣・脇本陣が当時の姿のまま残り、歴史情緒あふれる街並みの魅力で年間55万人以上の来訪者となっています。

以前にも一般質問でお聞きしました無電柱化について、本町にマッチした事業に対応できるよう電線管理者と皆様とともに国の動向を注視しながら、残りの区間——西町東町につきましても、無電柱化に向けて粘り強く取り組んでいきたいと回答いただいておりますが、事業進捗状況はどのようになっていますか。また、西町東町の住民に説明会の計画はありますか。

担当課にお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番小塚議員の無電柱化の御質問に建設課よりお答えさせていただきます。御質問は、矢掛商店街無電柱化の進捗状況についてのお問合せでございます。

御質問にもありましたとおり、現状は本町に適応した事業について検討している段階でございます。

平成30年から令和2年度までの3年間に矢掛町で実施した官民連携無電柱化支援事業につきましては、昨年は国土交通省中国整備局で中国5県並びに各市町村の無電柱化担当者に向けた講演会や本年11月21日に下関で行われた無電柱化を促進する市町村長会での講演等いまだに矢掛町の事業は先進事例として講演依頼が毎年ある状況です。

このような高い評価をいただく中、本年度より主要な電線管理者である中国電力及びNTTと未実施区間について協議を始めたところでございます。まだまだ具体的な計画とは言い難い状況ではございますが、今後は他の電線管理者とも連携を図り、実施に向けた協議を開始したいと考えております。

また、一定の方向性が見えてまいりましたら、前回と同様に住民の皆様に対し、説明会等も実施する計画でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 御答弁ありがとうございます。

多くの来訪者は、本町の西町や東町の観光も見てまいります。更にまちをアピールするためにも、景観やまた、防災などの意味でも無電柱化は効果があると言われております。

具体的な計画は難しいとの答弁でした。予算のこともあると思います。少しずつでも取り組むことができないか、再度お伺いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 小塚議員の無電柱化の再質問に建設課よりお答えさせていただきます。

矢掛市街地の無電柱化については、無電柱化実施予定区間を西町から東町までの970メートルと定められており、そのうち510メートル区間を官民連携無電柱化支援事業で整備を行ったものでございます。

無電柱化実施予定区間は県内で50箇所近くあり、そのような状況下で主たる電線管理者の中国電力

及びNTTとの合意形成は、容易な事ではございません。先ほども答弁させていただいたとおり、本年度、ようやく協議の場を設けることが出来た状況です。そのほかの電線管理者との調整も今後の大きな課題でございます。

しかしながら、議員が申されたように、無電柱化事業は、景観面だけではなく防災の観点からも必要な事業であると認識をしております。引き続き、未実施区間の無電柱化事業につきまして調査研究してまいりますので、御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 7番小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 調査研究してまいりますとの答弁でした。災害時などにも効果はありますし、目に見える範囲で結構ですので取り組んでいただくよう再度要望して、次の質問に入ります。

運動公園線が和解し、令和8年末に完成予定とお聞きしています。完成後は、市街地から運動公園線、県道へのアクセス道として、利便性が高まることが期待されます。また、交通量の増加による歩行者の安全確保が必要です。

そもそも運動公園線の拡張時、コンセプトは、歩いて行ける公園を掲げられ整備されたと記憶しております。そのルートの整備状況を見ますと、町墓地進入付近から井原線高架下までの140メートル区間は、唯一歩道が未整備となっています。

用地の関連から、通常の道路に沿った歩道の設置は困難であることは理解しております。しかし、道路の側に赤線道路があり、この赤線を活用して歩道設置が可能ではないかと考えます。この提案を以前させていただいており、現在工事中の運動公園線が完成してから考えましょうとのことでした。しかし、運動公園線の遅れで3年半が経ち、運動公園線の完成がめどが立ったこの時期に改めて担当課の考えをお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番小塚議員からの町道運動公園線の歩道整備についてのお問合せに建設課より回答させていただきます。

運動公園線の整備につきましては、未買収地の地権者の御理解をいただき、先日、工事を再開し、ようやく令和8年度末の完成が見えてきたところでございます。この間、関係者の皆様には御不便、御心配をお掛けし、申し訳ございませんでした。

さて、お問合せのうぐいす団地東詰めから井原線高架下までの歩道の整備につきましては、令和8年度に詳細設計を実施する予定でございます。詳細設計が完了後、工事に着手できればと考えておりますので、引き続き、関係者の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 7番小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 御答弁ありがとうございました。大変気持ちの良い答弁でした。

住民の人が安心して歩行できるよう地元・行政お互い協力してWin-Winで早急に歩道整備を進めていきましょう。

ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

た。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日3日の水曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明日3日の金曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午後 1時41分 散会